

千葉県告示第447号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年5月26日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
うんどう☆ことばの教室 千葉県緑区おゆみ野 3丁目24-2 ASAJIビル1階	株式会社Treasure 千葉県中央区赤井町768 番地174	令和5年6月1日	1250102223	保育所等訪問支援